

新年度になりました！
 今年度も“シリーズ：横芝町のまちづくり”では、町が平成12年度末の決定に向けて作業を進めている『都市計画』やその関連事項について、わかりやすくご案内していきたいと思ひます。
 今回は、『都市計画』についてです。

まちづくりのルール＝【都市計画】

まちには、大勢の人が集まり、働き、学び、遊び、そして生活しています。もし、誰かが自分の都合だけで生活したり、仕事をしたりすると、他の人の生活や仕事に迷惑をかけたり、全体から見ると不都合な場合が起こってしまいます。

例えば、住宅地の真ん中に自分の土地だからといって大きな店や工場を建てる人がいたらどうでしょうか。周りの住宅では陽が当たらなくなり、静かな住宅地だったところが、お店や工場に出入りする人や車で騒がしくなり、道路も車であふれることになりかねません。また、農地の中に住宅が点在するようなことになると、田畑に生活雑排水が流れ込んだり、農業用の大型機械が使い難くなったりして、営農に支障が出てしまいます。

そこで、土地の使い方や建物の建て方にルールが必要になってきます。自分だけでなく、そこに暮らすみなさんが快適な生活を送れるようにルールを定め、それをお互いに守っていかねばなりません。



また、まちで生活し、働いていく上で、道路、公園、下水道などの都市の骨格となる公共施設は欠かせないものです。例えば、住宅地といっても、建物の建つ敷地だけが有ればよいのではなく、道路などの公共施設があつてはじめてそこで暮らせるのです。

こうしたみんなに共通に必要な施設は、まちの中の住宅などの分布、人や物の流れ、他の都市との関係などを考えて、あらかじめ計画を立てておき、それに従つて整備を進めていく必要があります。

さらに、新しい市街地をつくったり、古くなった市街地をつくり直すためにも、まち全体の中でその地区の役割などを考えて、計画的に進めていくことが大切です。その時に、優良な農地を保全することや、都市の中の貴重な自然をみんなで守るようにすることも必要です。

このような土地の使い方や建物の建て方についてのルールをはじめ、まちづくりに必要な多くのことがらを、相互の関係を考えながら定めるのが『都市計画』なのです。

『都市計画』は、町の総合計画や横芝町都市計画マスタープランに基づいて計画され、その中身は、大きくは「土地利用に関する計画」「都市施設に関する計画」「市街地開発事業に関する計画」に分かれています。

シリーズ「横芝町のまちづくり」
 心をつなぐ「まち」
 No.23

都 市 計 画

土地利用に関する計画

用途地域、建ぺい率、容積率など、土地利用について規制・誘導するための計画。

都市施設に関する計画

道路、公園、下水道などの施設について定める計画。今回の都市計画では、都市計画道路について定める予定です。

市街地開発事業に関する計画

土地区画整理事業などについて定める計画。今回の都市計画では、特に定めません。

横芝町総合計画

横芝町都市計画マスタープラン
 (都市計画に関する基本的な方針)

長生・山武地方拠点都市地域基本計画等本町に関連する広域的計画